

令和4年度雇用保険料率のご案内

- 令和4年4月1日から雇用保険料率は以下のとおり変更になっていますが、令和4年10月1日から再度の変更があります。
 * 令和4年10月1日からの変更では、事業主負担分のほか労働者負担分の変更がありますのでご注意ください。

・ 令和4年4月1日～9月30日

(枠内下段は令和3年度雇用保険料)

事業 の 種類	負担者	雇用保険料率 (①+②)	
		うち①労働者負担	うち②事業主負担
一般の事業 (3年度)		9.5/1000	3/1000
		9/1000	3/1000
農林水産* 清酒製造の事業 (3年度)		11.5/1000	4/1000
		11/1000	4/1000
建設の事業 (3年度)		12.5/1000	4/1000
		12/1000	4/1000



・ 令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業 の 種類	負担者	雇用保険料率 (①+②)	
		うち①労働者負担	うち②事業主負担
一般の事業		13.5/1000	5/1000
農林水産* 清酒製造の事業		15.5/1000	6/1000
建設の事業		16.5/1000	6/1000

* 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

高知労働局 労働保険徴収室 TEL 088-885-6026

<https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/>